

## 長野市高度 I C T 技術者雇用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、市内の中小企業者の人材確保を支援し、企業の事業の拡大及び新たな事業の展開を促進することにより地域経済の活性化を図るため、中小企業者が高度な I C T 関連の知識や技術を有する者を雇用することに要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高度 I C T 技術者 次のア又はイに掲げる者をいう。

ア I o T、ビッグデータ、A I、A R、V R、セキュリティ等の高度な I C T 関連分野（以下「高度 I C T 分野」という。）について、高等教育機関において専門的な教育を受けた外国人

イ 高度 I C T 分野の職務経験が 3 年以上ある者

(2) 人材紹介会社 職業安定法（昭和22年法律第 141号。以下「法」という。）第 30条に規定する有料職業紹介事業者をいう。

(3) 人材紹介手数料 高度 I C T 技術者の雇用に際し、人材紹介会社に対して支払う手数料のうち、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）別表に規定する受付手数料及び紹介手数料又は法第32条の 3 第 2 号に規定する手数料をいう。

(4) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業を営む者を除く。

(交付対象者)

第 3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 高度 I C T 技術者を 1 年以上雇用していること。

(2) 前号の雇用につき、第 8 に規定する事業の認定の通知を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する中小企業者には、補助金を交付しない。

(1) 市税を滞納している中小企業者

(2) この要綱による補助金と同様のものとして市長が認める補助金、助成金等の交付を受けている中小企業者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助対象雇用者)

第 4 補助金の交付の対象となる雇用事業（以下「補助対象事業」という。）に係る

雇用契約に基づき雇用される高度 I C T 技術者（以下「補助対象雇用者」という。）は、交付対象者が人材紹介会社から紹介を受けて新たに雇用する常用労働者（雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者として同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者で、かつ、雇用期間が 1 年を超えると見込まれる者をいう。）とする。ただし、交付決定日の前 2 年間に本事業の補助対象雇用者となった者を除く。

- 2 前項の補助対象雇用者が外国人の場合は、国内で就労可能な在留資格を有していなければならない。

（対象経費）

第 5 補助金の交付の対象となる経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）は、人材紹介会社を利用して補助対象雇用者を雇用した場合の人材紹介手数料とする。

（補助金の額等）

第 6 補助金は、交付の対象となる経費の 2 分の 1 の額（ 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付するものとする。ただし、補助対象雇用者 1 人当たり 50 万円を限度とする。

- 2 交付対象者が申請することができる補助対象雇用者の数は、1 年度当たり 2 人を限度とする。

（補助対象事業の認定申請等）

第 7 補助対象事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野市高度 I C T 技術者雇用促進事業補助金認定申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- (2) 補助対象雇用者と雇用契約を締結したことを証する書類の写し
- (3) 補助対象雇用者が高度 I C T 技術者の要件を満たすことを証する書類の写し
- (4) 補助対象雇用者が外国人の場合は、国内で就労可能な在留資格を有することを証する書類の写し
- (5) 人材紹介会社に対して支払う手数料の額を示す書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象雇用者の雇用を開始する日の前日又は人材紹介会社に当該補助対象雇用者に係る人材紹介手数料を支払う日の前日のいずれか早い日とする。

（補助対象事業の認定）

第 8 市長は、第 7 の申請書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じ実態調査を行うものとし、補助対象事業として認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第 9 規則第 3 条に規定する申請書は、長野市高度 I C T 技術者雇用促進事業補助金交付申請書（様式第 2 号）によるものとする。

- 2 規則第 3 条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 人材紹介会社に手数料を支払ったことを証する書類の写し

- (2) 補助対象雇用者を1年以上雇用したことを証する書類の写し
  - (3) 雇用保険被保険者等確認通知書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める場合にあつては、関係書類の全部又は一部を省略することができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、補助対象雇用者の雇用を開始した日から1年が経過した日の属する年度の3月31日とする。  
(補助金の交付請求)
- 第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市高度ICT技術者雇用促進事業補助金交付請求書(様式第3号)によるものとする。  
(補則)
- 第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年長野市告示第44号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年1月1日以後に補助対象雇用者を雇用する中小企業者について適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年1月1日から同年4月1日までの間に補助対象雇用者の雇用を開始し、又は人材紹介会社に補助対象雇用者に係る人材紹介手数料を支払う中小企業者に係る第7第2項の規定の適用については、同項中「補助対象雇用者の雇用を開始する日の前日又は人材紹介会社に当該補助対象雇用者に係る人材紹介手数料を支払う日の前日のいずれか早い日」とあるのは「この要綱の施行の日」と読み替えるものとする。

(準備行為)

- 3 第7の規定による補助対象事業の認定の申請は、この要綱の施行の日前においても、同第7の規定の例により行うことができる。